



ひと、くらし、  
みらいのために

# せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署（栗原市瀬峰下田50-8 電話0228-38-3131）

## 労働災害は増加傾向

▶令和3年の労働災害による被災者数（休業4日以上）は、1月～4月末までの間で60人です。この被災者数は、**令和2年同期の27人を33人上回る122.2%の増加率**で、労働災害は増加傾向にあります。

▶業種別では、社会福祉施設（+400%）、道路貨物運送業（+333.3%）、製造業（+325%）において顕著な増加がみられます。

労働災害発生状況（令和3年4月末現在）

	管内（登米・栗原）被災者数		県内被災者数	
	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年
休業4日以上	60	27	865	558
死亡	0	1	2	4

## 全国安全週間を契機に

▶7月1日から7日まで「全国安全週間」が実施されます。▶今年で94回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。▶労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、全国的に高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みです。▶今年度のスローガン「**持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場**」は、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していくことにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を呼びかけています。

**▶増加傾向にある労働災害をなくし、労働災害ゼロの職場を未来につなぐため、「全国安全週間」と6月1日から30日までの準備期間を契機に、各職場で労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全衛生活動を着実に実行していただきますよう、お願いいたします。**

(2)

【新型コロナウイルス感染症対策のため、テレワークの実施を検討している企業の皆さまへ】

## テレワークの積極的な活用

▶厚生労働省は、テレワークに関連する情報を一元化して、テレワーク導入を検討する企業やテレワークに関心のある方に、さまざまな情報を提供するため、「テレワーク総合ポータルサイト」を開設しています。

【アクセスはこちらから】<https://telework.mhlw.go.jp/>

▶また、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめた「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知等を行っています。▶さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。▶こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

【職場で新型コロナウイルスに感染した方へ】

## 業務によって新型コロナウイルスに感染した場合、 労災保険給付の対象となります

▶対象となるのは…感染経路が業務によることが明らかな場合、感染経路が不明な場合でも、感染リスクが高い業務（※）に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合です。▶また、医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象です。

※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務

※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

くわしくは厚生労働省HPのQ&A

（項目「5労災補償」）をご覧ください▶



【事業主の皆さまへ】

## 令和3年度労働保険年度更新

～年度更新期間は6月1日（火）～7月12日（月）です

▶令和3年度労働保険の年度更新期間は、6月1日（火）～7月12日（月）です。▶年度更新の申告書は、5月末日頃に郵送しています。▶年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または【電子申請】でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。▶また、【電子申請】は、時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。